

赤帽引越運送同意書

お客様 住所

平成 年 月 日

氏名

荷受人 赤帽モノ運送

この度は、当方に引越運送を発中頂き有難うございます。つきましては、下記事項が本引越運送の契約条件となりますので、お客様におかれましては本同意書に目を通して頂き、ご承諾頂きますようお願い申し上げます。

記

第1 お客様の荷物の申告と引受のお断り

荷物のなかに以下の各番号に掲げるものがある場合には予め当店にご申告くださいますようお願いいたします。なお、これらの荷物については、お引受けをお断りすることがあります。

- ①現金、有価証券、宝石貴金属、預金通帳、キャッシュカード、印鑑等お客様において携帯することのできる貴重品
- ②火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼす恐れのあるもの
- ③動植物、ピアノ、美術品、骨董品等運搬に当たって特殊な管理をようするため、他の荷物と同時に運送することに適さないもの
- ④上記①③を除く貴重品、壊れやすいもの(パソコン等の電子機器を含む。)、変質若しくは腐敗しやすいもの等運送上特段の注意を要するもの

第2 責任及び免責

- 1 当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者の故意過失により、荷物を滅失、毀損したときは、賠償します。但し、以下の各号に掲げる事由による毀損については責任を負いません。

ア) 荷物の欠陥、自然の消耗 イ) 荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由 ウ) ストライキもしくはサボタージュ、社会的騒擾その他の事変又は強盗 エ) 不可抗力による火災 オ) 予見できない異常な交通障害 カ) 地震、津波、洪水、暴風雨、地すべり、崖崩れその他の天災 キ) 法令または公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し ク) お客様又はお客様の関係者の故意又は過失

- 2 第1の①②③④の各号に掲げる荷物については、当社がその旨を知って引き受けた場合に限り、当該荷物の滅失、毀損について損害賠償の責任をおいます。
- 3 お客様が梱包したダンボール内の荷物については、当社が当該ダンボールを落したり、ぶついたりしたことによるものが明らかであるものに限り、その滅失・毀損について、損害賠償の責任をおいます。
- 4 電気製品等については、当社が搬出作業までに動作確認できたものに限りその滅失・毀損について、損害賠償の責任をおいます。
- 5 荷物の滅失・毀損についての当店の責任は、お客様が荷物を受け取った日から14日以内に通知しない限り、消滅するものとします。

第3 搬入前・搬出後の確認

当社とおお客様の立会いの下で、搬出前・搬入後の荷物の存否、滅失・毀損の有無の確認を行います。上記確認の際に指摘されなかった荷物の紛失、滅失、毀損等の苦情については、原則として、お受けできません。

上記各条項について承諾します。

平成 年 月 日

お客様・ご署名